

社会福祉法人みその会

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みその会（以下「この法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とする者）報酬を支給する。
- (2) 常勤役員等で職員給与を支給している者には報酬は支給しない
- (3) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程通勤手当の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区別に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表2に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- 1 報酬は翌月20日（支給日が土曜日に当たるときは、支給予定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給予定日の前々日）に、支給日が日曜日に当たるときは、支給予定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給予定日の前々全日）に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した当日又は後日に支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合において報酬の額は日割によって算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円

※但し、常勤職員として勤務することを条件とする。

月の勤務日数は事業所正職員の勤務日数と同じ日数とし、大幅に勤務日数を下回った場合は日割り計算とする。

別表2（非常勤役員等の報酬等）

(1) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	3,110 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,110 円

※源泉税として110円預かり

(2) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,110 円

※源泉税として340円預かり

※源泉税として110円預かり

社会福祉法人みその会
評議員選任解任委員会
委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みその会（以下この「この法人」という。）の評議員選任、解任委員の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 委員が委員会等に出席した場合には、次の報酬を支給する。

- ① 評議員選任・解任委員会の開催 3,110 円

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。